

「世界で一番ビジネスのしやすい国へ」

平成25年4月17日

地域活性化担当大臣 新藤 義孝

「国家戦略特区」の創設(案)

ミッション

世界で一番ビジネスのしやすい国にする

ビジョン

- 大胆な規制改革と税制措置
- 新しい技術やシステムによるイノベーション

アプローチ

- ◎これまでとは次元の違う「国家戦略特区」の創設
- ◎総理主導の下、強力な実行体制の構築

- 「国家戦略特区諮問会議」…総理を長とし、民間有識者も参画。
- 「統合推進本部」(特区ごと)…担当大臣・関係大臣、地方団体の長、民間事業者の代表で構成。本人出席を前提。
- 「国家戦略特区WG」…民間有識者(規制改革の専門家)と内閣官房事務局で構成。人選、運営等について産業競争力会議と協働。

スケジュール

- 5月：WGの立上げ。
⇒現行特区制度を検証の上、本特区の制度設計、プロジェクトの選定。
- その後速やかに、「統合推進本部」の立上げ。
⇒実施計画の策定、必要な規制改革、税制措置等の検討。

国家戦略特区における規制改革等の決定

留意事項

- *新たにエリアや対象事業を、既存の特区・プロジェクトを含めた中から絞り込んで選定。
- *スピード感を持って立ち上げることとし、法制上必要な手当てについては、できるだけ早期に措置。
- *既存の特区、地域活性化施策等は継続して着実に実行。
- *別途、新たな地域振興策についても検討。

国・地方一体となった地域活性化の取組

都市機能の増進による地域活性化

◎都市再生 (63地域)
(本部設置:H13.5、法施行:H14.4)

都市再生による国際競争力の向上、
防災機能の確保等の推進

- ・都市再生緊急整備地域 (63地域、最終指定:H24.1)
- ・特定都市再生緊急整備地域 (11地域、最終指定:H24.1)

【支援策】

- ・税制措置 (所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)
- ・財政措置 (社会資本整備総合交付金(国)、都市安全確保計画策定事業費補助金、都市安全確保促進事業費補助金(国))
- ・金融措置(民都機構による金融支援)

◎中心市街地活性化

(本部設置:H18.8、法施行:H10.7)
(計画認定138件、最終認定:H25.3)

中心市街地における都市機能・経済活力の増進

【支援策】

- ・財政措置 (社会資本整備総合交付金(国)、中心市街地魅力発掘・創造支援事業(経)、中心市街地活性化ソフト事業(総))

規制改革を軸に据えた地域活性化

◎総合特区 (44地域)
(本部設置:H23.8、法施行:H23.8)

包括的・先駆的な地域のチャレンジに対して、
総合的に国が支援

- 国際戦略総合特区(7地域、最終指定:H23.12)
我が国の経済成長のエンジンとなる産業・
機能の集積拠点の形成

- 地域活性化総合特区(37地域、最終指定:H25.2)
地域資源を最大限活用した地域力の向上

【支援策】

- ・規制の特例措置
- ・税制措置 (法人税(特別償却/投資税額控除、所得控除)、所得税(出資に係る所得控除))
- ・財政措置(各省予算の重点活用、推進調整費)
- ・金融措置(利子補給金)

◎構造改革特区

(本部設置:H14.7、法施行:H14.12)
(計画認定1,197件、最終認定:H25.3)

地域を限定した規制改革の実施による構造改革
の推進

【支援策】

- ・規制の特例措置

その他の特定政策課題への対応

◎地域再生(本部設置:H15.10、法施行H17.4)
(計画認定1,607件、最終認定:H25.3)

地域経済活性化、雇用機会創出等、地域の自主的・自立的な取組を支援

【支援策】

- ・財政措置(地域再生基盤強化交付金)
- ・金融措置(利子補給金)

○特定地域再生

(計画認定3件(上記内数)、最終認定:H25.3)
全国の地域に共通する重要な政策課題を国が
指定し重点的に支援

【支援策】上記に加え、

- ・税制措置(所得税(株式譲渡益控除等))
- ・財政措置(特定地域再生事業費補助金)
- ・地方債の特例(国庫補助対象の除却を対象)

◎環境未来都市(閣議決定:H22.6)
(11都市、最終選定:H23.12)

◎環境モデル都市
(首相施政方針:H20.1、本部決定H25.3)
(20都市、最終選定:H25.3)

低炭素化(環境モデル都市)、環境、超高齢化対応等に優れた持続可能な都市

- 【支援策】・財政支援(先導的モデル事業費補助金)
※「環境モデル都市」(低炭素都市)の中から
「環境未来都市」を選定するものとして統合

◎近代化産業遺産等世界遺産登録
(閣議決定:H24.5)

稼働中の産業遺産等を、世界遺産登録に向けて推薦する
手続等、新たな枠組みを整備

(注) □ は、法定施策(5本部)。()は、平成25年4月1日時点。